

## 第147回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和4年4月28日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)  
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番  | 馬 場 治   |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美   | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 7番 | 丸 裕 二   | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 8番 | 井 上 潔   | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員
- 5 その他の出席者
- |                  |               |         |
|------------------|---------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課    | 課 長           | 藤 井 大 地 |
| 〃                | 課長代理 (漁業調整担当) | 伊 藤 誠   |
| 〃                | 課長代理 (漁業取締担当) | 龍 岳 比 呂 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)  | 長 野 雄 太 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)  | 愛 宕 克 哉 |
| 〃                | 主 事 (漁業調整担当)  | 新 藤 達 弥 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長           | 中 野 卓   |
| 〃 振興企画室          | 室 長           | 小 野 淳   |
| 東京海区漁業調整委員会事務局   | 事務局長          | 米 本 武 史 |
| 〃                | 主 事           | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 7番 丸 裕 二 8番 井 上 潔
- 8 報告事項
- (1) 令和3管理年度におけるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について (報告)
- 9 議 案
- (1) 千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について
- (2) 小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)
- (3) 小笠原海域におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)
- (4) 伊豆諸島海域における中型まき網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の

- 基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）  
 (5) 小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について

10 その他

11 議事事項

(午後1時55分 開会)

<p>事務局長</p>	<p>時間には若干早いですが、本日は、その他等で様々ご提案があるということをご事前にお伺いしております。出席予定の全員が揃っていますので、第147回の東京海区漁業調整委員会を開催したいと思います。</p> <p>まず、出席状況の報告をさせていただきます。現在、中立委員1名が欠員ということで14名の方、全員が出席でございます。ウェブによる参加は、1番八丈の田中委員、6番母島の佐々木委員、14番内湾の小島委員、3名の方となっております。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。若干議題も多いため、資料も多くなっております。まず、議事次第、資料の一覧、それから、報告事項で海区委員会の開催計画と昨年の実績です。それから、報告事項2ということでくろまぐろ、昨年の追加配分の報告になっております。次に、カラー刷りA4横で、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量、令和4管理年度、現在の可能量の変更についての資料になってございます。それから、報告事項3が、今年漁業権の免許が切替えになる、水産課からの報告の資料になってございます。</p> <p>そして、本日の議案資料で、資料1がさば関係の連合海区、「千葉・東京」「一都三県」の代表委員の選出の関係でございます。資料2は、小笠原のまぐろはえ縄漁業の許可の関係。資料3は、同じく小笠原海域のかつお・まぐろ釣りの漁業の関係。資料4は、伊豆諸島海域の中型まき網漁業の関係。最後の資料5は委員会指示で、小笠原海域のそでいか漁業でございます。</p> <p>最後、次回の開催予定になってございます。</p> <p>会長、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さんこんにちは。久々の対面での集まりということで島しょセンターでの開催となりました。皆様ありがとうございます。前回の146回は2月17日で、しばらく間が空いているのですが、その間に新年度となり、本日は新年度の1回目の委員会になります。漁業権の切替えもありますし、水産課職員の皆さんの異動、そして、前回の委員会からの懸案事項もございます。議題が多くなっておりますけれども、円滑に進みますよう努めますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、リモート参加で、田中委員、小島委員、佐々木委員におかれましてはご不便をおかけするかと思いますが、資料の確認を含め、接続状況等に問題がありましたら、事務局に対応いただきますので、早めにご発言、お知らせください。</p> <p>早速、議事に入りたいと思います。本日の議事録署名人をお願いいたします。順番により、7番の丸委員、そして8番の井上委員をお願いしようと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>7番委員・8番委員</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしくお願ひいたします。</p>

事務局長	早速、報告事項です。事務局、報告事項をお願いいたします。
東京都島しょ農 林水産総合セン ター所長	水産課と島しょセンターにおいて人事異動がございました。本日、島しょ農林水産総合センター所長に異動がございましたので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。
東京都島しょ農 林水産総合セン ター所長	皆さんこんにちは。3年間漁連のほうに派遣され、4月に島しょセンターの所長として着任いたしました中野です。しばらくの間、所長は事務職の方、私の前任は畜産職ということで、13年ぶりに水産職の所長になったということで、改めて身の引き締まる思いであります。
東京都島しょ農 林水産総合セン ター所長	東京の水産業の状況を見ますと、黒潮の大蛇行がもう5年近く続き、マグロ以外はなかなか厳しい状況とっております。また、新型コロナウイルスの影響、地震による火力発電所の停止、あるいはロシアのウクライナ侵攻ということで物価が上がったり、あるいは円安になったり、いろいろと先行きが見通せないという経済状況になっております。
東京都島しょ農 林水産総合セン ター所長	島しょセンターもこういった社会情勢を念頭に、漁業者、漁協の経営に資する試験研究をする必要があるということで、先日、島しょセンターの管理職に話をしたところです。
東京都島しょ農 林水産総合セン ター所長	海区委員会の課題については、その時々によっていろいろな課題がありますが、私どもとしては試験研究の立場から皆様方の少しでもお役に立つことができると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
東京都島しょ農 林水産総合セン ター所長	お時間があるときは気楽に、気軽にぜひ立ち寄っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございます。続きまして、本日出席している方で、漁業調整担当、漁業取締担当、自己紹介ということでよろしくお願ひしたいと思います。
水産課	【順次、自己紹介】
事務局長	引き続き報告事項になります。 水産課から、漁業権のスケジュールについて説明していただきたいと思ひます。
水産課	では、私から漁業権のスケジュールにつきましてご説明したいと思います。 漁業権につきましては、現在、各漁協に調査票を送付いたしまして、同時に現地調査ということで、私ども各島に出向きまして調査を開始したところがございます。
水産課	調査の内容は、操業の状況、漁業権行使の状況、資源の分布状況、漁場の現状そういったものをご確認させていただいております。
水産課	これを基に、7月に開催される予定の委員会で、漁場計画の素案を皆様にお示ししたいと考えております。あと2か月の間に、皆さんのところにまたお邪魔しまして、聞き取り調査等々させていただきます。また、海の上からも漁場を確認させていただくということでご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。
水産課	今回は、漁業法改正を受けての漁業権の切替え、東京都は2回目ということなのですが、伊豆諸島の地区は初めてということでございます。今回、改正漁業法を受けまして、操業がない、あるいは操業が著しく低いものにつきましては理由をお聞きし、また、今後の見通し等につきましても併せてお聞きしているところがございます。各漁協の組合長さんにおかれましては、そういったところを、伺

	<p>ったときに教えていただければありがたいということでございます。</p> <p>また、公聴会の開催方法につきましても、また皆様とご相談いたしまして、改めて具体的な方法についてお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、漁業権の手續スケジュールにつきまして説明させていただきました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。何かご意見ございますでしょうか。馬場委員どうぞ。</p>
9番委員	<p>「適切かつ有効」と書かれていて、東京都は区画漁業権がほとんどないと思います。共同漁業権や定置漁業権でもこの「適切かつ有効」という視点で見ているのですか。</p>
水産課	<p>そのとおりでございます。</p>
9番委員	<p>漁業権対象として載っているけれども、ほとんど操業はないとかそういうこともあるのですか。</p>
水産課	<p>そういったところから把握させていただいて、そのような実態があるのであれば、今後どのようなことで資源を回復させていくのか。あるいは、操業を続けていくのか。そういったところをお聞かせいただくような形になるかと思えます。</p>
会長	<p>公聴会の日程、開き方については今後の進み方次第ということでございました。昨年、小笠原が済んだばかりだと思っていたのですが、2年連続ということになっております。他にご意見ございますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、続いて事務局、何かございますか。</p>
事務局長	<p>それでは、クロマグロの関係について、水産課から報告してもらいたいと思います。</p>
水産課	<p>【報告1】に基づき説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。令和3年、昨年最後の追加配分結果の報告ということです。最終的には消化率というのはどのような状態になったのでしょうか。</p>
水産課	<p>小型魚が、9.4トンの枠で7.6トンの81%。大型魚は、60.3トンの枠で55.1トンで91.5%になります。</p>
会長	<p>この消化率の数字を基に、令和4年度にまた配分の結果が出てくるわけですね。</p>
水産課	<p>はい。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員の皆さん、何かご意見いかがでしょうか。また新しい年度のくろまぐろ（大型魚）の配分が確定したということになります。</p> <p>それでは、事務局から他にいかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>前回、2月の委員会で委員の皆様方から、いろいろとご懸念等の意見がありま</p>

	<p>した浮きはえ縄漁業承認の代船申請の取扱いにつきまして、本日の一連の議事が終わった後に時間を設けて、皆様方のご意見を賜りたいと思っております。以上でございます。</p>
会長	<p>前回からの懸案事項について、事務局長から説明がありました。様々なご意見があるものと思っております。本日は、議案も多くなっておりますので、一通り済ませました後、改めてご意見等をお伺いする時間を設けたいということです。まずは議事、議題の円滑な進行にご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>本日は議案が全部で5件になります。議案1「千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について」をお願いします。</p>
事務局長	<p>これは毎年行なっております、あじ・さば漁業の関係、棒受網漁業と火光利用さば漁業の許可更新について、東京、千葉、神奈川及び静岡の各県並びに各海区委員会で審議しているところでございます。</p> <p>今年度も、まず「千葉・東京連合海区」委員会、その後に「一都三県連合海区」委員会が予定されてございます。その代表委員として、本日ご選出いただきたいと思っております。</p> <p>まず、「千葉・東京連合海区」につきましては、有元会長、新島地区の鈴木委員、神津島地区の浜川委員、三宅島地区の関委員、それから八丈島地区の田中委員ということで、昨年はお願ひしてございます。</p> <p>次に、「一都三県連合海区」、神奈川及び静岡県も参加した連合海区につきましては、有元会長、神津島の浜川委員、三宅島の関委員ということで、3名の方に昨年はお願ひをしてございます。</p> <p>開催時期は、昨年度から7月中旬ということで、今年も7月中旬ということで考えてございます。一都三県につきましては、静岡海区が今年当番県でございますので、また静岡海区との調整をいたしたいと思っております。昨年度は両方ともウェブ、その前年もウェブということで、2年間ウェブ開催が続いてございます。皆様方も、7月から8月ということから、対面が可能であれば理想的ですが、いろいろな事情から。ウェブも併用するというご検討いただきたいと思います。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。昨年までと同じように、時期的に忙しい場合はウェブ対応という話もありましたので、その点配慮いただければと思います。</p> <p>ご意見いかがでしょうか。昨年と同じ代表委員ということで決定してよろしいでしょうか。</p> <p>7月の東京海区の委員会後に、「千葉・東京連合海区」を同じ日に行い、「一都三県」についてはまだ決まっていらないけれど、場合によってはウェブ対応になるということですね。</p>
事務局長	はい。
会長	異議ございませんでしたら、昨年度同様の代表委員で決定したいと思います。どうもありがとうございました。
事務局長	また。日程が決まりましたらご連絡いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。
会長	続きまして、議題2「小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）」

	をお願いします。事務局、よろしくをお願いします。
事務局長	【資料1】の諮問文朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。
会長	ありがとうございました。何かご意見ございますでしょうか。小笠原海域のまぐろは縄漁業になりますけれども、何かございますか。高瀬委員どうぞ。
11番委員	今年は、水揚げ実績的にちょっとだったのですけれども、キハダマグロは値段のいいときは操業するので、この4隻はお願いしたと思います。それと、もし可能であれば、他県船の船名等々分かるようにしていただきたいと思っています。 許可を持っていない船が、小笠原に来たりしてちょっともめることもあるので、できるのであれば漁協には教えていただきたいと思っています。
水産課	分かりました。個人情報という点も注意が必要です。高瀬委員からありました件につきましては、検討していきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。
会長	水産課、よろしくお願ひいたします。佐々木委員はリモートになりますが、いかがでしょうか。ご意見ございますか。
6番委員	特に、僕らのほうは高瀬さんとも話しているので、お任せしてあります。こちらは特にそれで結構ですので、よろしくをお願いします。
会長	ありがとうございます。他の委員からも異議がございませんので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。 続きまして、議案3「小笠原海域におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）」お願ひいたします。
事務局長	【資料2】の諮問文朗読。
水産課	【資料2】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。
会長	ありがとうございました。こちらは漁法が、かつお・まぐろ釣り漁業、旗流し又は釣りということで、年次の変更のみというお話です。何かご意見ございますでしょうか。こちら小笠原海域になりますけれども、小笠原の委員いかがでしょうか。
11番委員	特にありません。
会長	では、佐々木委員もこれでよろしいでしょうか。

6番委員	はい。よろしく申し上げます。
会長	<p>ありがとうございます。では、他の委員からも異議がありませんので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>議案4です。「伊豆諸島海域における中型まき網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）」お願いいたします。</p>
事務局長	【資料3】の諮問文朗読。
水産課	<p>【資料3】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。</p>
会長	<p>ありがとうございました。伊豆諸島海域における中型まき網漁業について、何かご意見ございますでしょうか。原案どおり決定してよろしいでしょうか。ご意見ございませんので、決定します。どうもありがとうございました。</p> <p>最後の議案5になります。「小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について」、事務局からお願いします。</p>
事務局長	【資料4】に基づき説明。
会長	<p>どうもありがとうございました。ご意見ございますでしょうか。年次変更のみということでございました。これも原案どおりの決定でよろしいでしょうか。特にご異議もありませんでしたので、決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>本日予定した議案5件が全て終わりました。その他ですけれども、何かあれば事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>前回、静岡県の浮きはえ縄漁業の漁業者の承認申請を受け取ってございました。この方は、12月16日に承認を受け、船を19トンの船に代えて申請したいということでございました。皆様方からは、いろいろなトラブルが発生することを、静岡県の地元漁業の関係者さんから聞いているということでございました。</p> <p>こちらも法律的なものも含め、いろいろ検討させていただき、委員会指示の中で特に問題はないが、漁業調整上支障がある場合、その点は解消していただくことは条件になっていますので、本人、漁協そして県庁と様々交渉をさせていただきました。</p> <p>最終的には、本人からの誓約書、漁協からの誓約書、それから県庁からのそのことに対する確約書を頂き、手続きを行いました。大島から八丈の各委員の皆様には、事前に電話の形ではありますが、報告させていただきました。</p> <p>本人から、委員会指示の遵守、トラブルについては漁協及び県庁の指導を受けること、もし誓約に違反した場合はいかなる処分も受け入れますということです。</p> <p>漁協からは、組合員であるので、指示の遵守は指導すること、トラブルがあった場合は漁協が間に入る等誠意ある対応を行うこと、県庁からの指導は遵守させるということでもあります。</p> <p>また、皆様方からのご懸念のある点、特に注意事項として、「名義貸しによる操業禁止」、これを徹底するということ。漁協については、実際漁港に入出港すると</p>

	<p>きに、必ず本人確認をするような指導の厳格化を約束してもらっています。</p> <p>県に対しても、同じようにその点を組合に指導することをお約束いただいています。</p> <p>特に、委員会指示の公報の文面では分かりにくいので、「禁止操業とは」、「地元漁業に対する十分な配慮とは」、それから「浮きはえ縄の操業方法」、箇条書きにしたものを1枚作り配付してございます。</p> <p>今回の件から、今後は他の地区の漁業者からも、同様のことも十分懸念されるため、改めて、同様にルールを指導を繰り返し、こちらから行ってございます。</p> <p>いろいろご意見をこれからお伺いし、今後のことも含めて、皆様方の意見を聞いた上で、対応を考えたいと思います。</p>
10 番委員	<p>いいですか、これは誓約云々という話ではないのですよね。我々東京都の漁業者の懸念なわけです。</p> <p>承認はこれまで何年か受けていたけど、1回も操業していなかった船が、これから操業しようという話ですよね。</p> <p>それというのは、漁業以外に大きな資本を持っている人達が、立場の弱い船をどんどん抱き込んでいる状況ですよ。そういった船がどんどん増えているのです。</p> <p>我々の漁場が、そんな人達に独占されてしまう可能性があるという話です。それを心配しているのです。ルールを守るのは当然の話なのです。今、我々が一番心配しているのは、漁場をそういった新規に参入してくる資本のある人達が独占してしまう可能性がある話なのです。</p>
1 番委員	<p>八丈だけど、我々東京の漁業者は、海区委員会にお願いして、この委員会指示を作ってもらったのは、「そういう船を少なくしてください」ということでしょうか。</p>
4 番委員	<p>八丈島、神津島、三宅島の現場で働いている人が反対しているにもかかわらず、手続きをして承認してしまった。その反対している海区調整委員は何のためにこの会議に来ているか。海区調整委員なんてやる必要ないじゃん、異議が通らなかつたら。船を代えてまで出さなければいけないのかとそれを言っているわけです。</p>
事務局長	<p>承認は受けている人です。</p>
4 番委員	<p>前の船ででしょう。船を買い替えたわけですよ。それはおかしいですよ。前の船でそのままやるのならいいですけど。</p> <p>少なくとも、対面の会議まで待てなかったのかということは、俺の希望ですよ。</p>
1 番委員	<p>俺らみんな委員を辞めるよ。事務局だけで海区委員会を動かせばいいじゃん。そういう意味なら、委員なんて要らないではないですか。</p>
10 番委員	<p>それも、今言った人達の傘下に入っている人だと思いますよ。そういう情報を我々はもっているのです。ある程度こういった情報というのは、委員の中から意見が出ているのであれば、しばらくの間保留するとか検討するとかという期間を設けてもよかったのではないのでしょうか。</p>
4 番委員	<p>少なくとも対面まで置いておけばよかった。</p>



10 番委員	<p>手続き上問題がないからということで、これまでも何件かそういったことがあったと思うのです。やはり、ある程度ちょっと保留して、裏付け調査ができるかどうか分からないですけれども、そういったことを検討しますということで、一定期間保留してもよかったのではないですか。</p> <p>その期間内に、この承認の在り方というものを、この委員会の中で検討していくべきだったのではないですか。承認はあるけれども何年も操業していない船について、この承認の在り方ということも含め、検討してもよかったのではないかと思うのですけれどもね。</p> <p>今後はやはりそういうことも検討してやっていくべきなのではないですか。そうでないと、各委員さんがやっている意味がないということで、わざわざ東京まで来てこんな話をする必要がなくなりますよ。</p> <p>今後は是非ともそういうことも検討してもらって、また出てくる可能性があります。この人達は漁業者の弱いところを抱き込んで、またという可能性もあるので、これはもう出してしまったのでしようがないところもあるけれども、次はやはりこういったことのないように、検討するというので、ちょっと事務局のほうも検討してみてください。</p>
事務局長	<p>このまま、この枠を約束したものということは当然ないように、常に見直しを考えながら取り組んでいます。</p>
10 番委員	<p>例えば5年とか10年とかの単位で、水揚げがなかったら承認を取り消しますよとか、そういうことを議論してもいいのではないですか。</p>
事務局長	<p>それは、水産課とも相談しながら、承認を取っても操業していないという部分をどう取り扱うか。</p>
10 番委員	<p>本当に、今後もこれはあり得る話なので、早急にこの検討はやったほうがいいと思います。</p>
4 番委員	<p>前にも言ったではないですか、承認をもらっていても操業がない人はもうやめてもらえと。</p>
事務局長	<p>はい、地区によって、今年は、はえ縄を本来やりたいのだけれどもやらないで、ひき縄にしたとかそういった方がいることもあるので、その辺をどう取り扱うかと。</p>
4 番委員	<p>悪いけど、マグロのはえ縄をやっていて、はえ縄だとみんなに迷惑かけるからと、ひき縄に転換しているのは三宅の船ぐらいですよ。</p>
1 番委員	<p>東京都の漁師がやらないでくださいと言っているのに何も聞かない。そのために委員会指示をお願いしたのですよ。あそこの北黒の海域は20隻もあればもう駄目なのです。操業できないのですよ。だからこれからもこれだけ増やしてしまったら、輪番制でやるとかそういうことも考えないといけません。</p>
4 番委員	<p>以前、島のほうで4隻ほどはえ縄を操業したいという話が出た。水産課から意向調査に来て、結局は出さないということになったのですよ。</p> <p>なぜ、出さないのと言ったら、これ以上漁場が混乱するからということでしたね。やりたいですと言う船には諦めてもらって、「じゃあ、いいです。止めます」ということで止めたのですけどね。</p>

	<p>東京都の船に対して、出さないという方向で話をしたにもかかわらず、承認があるとはいえ、他県船にはどんどん操業できる状況を作っているというのは何かやはりおかしいと思いますね。</p>
水産課	<p>北黒瀬が相当混雑しているという状況があって、それで出さないという判断があったと思います。しかし、少なくとも他県の船がどんどん増えているとかそういったことはないと思っております。私も以前、他県船の空枠を何隻か減少させていますので、そういった見直しというのは適宜やっていっているはずです。</p> <p>やはり、我々が恣意的に切るようなことにならないように、いろいろな状況を踏まえ、1つの基準や考え方を皆様と共有しながら、他県船、もちろん東京都の船もそうですけれども、実績のない船はご遠慮いただくということは、今後やっていきたい。それはもう早急にやらせていただければと思っております。</p>
4 番委員	<p>東京都の漁民は、今、仕事ができないような状態になっているのですよ。そういう状態が起きているわけです、現実には。</p> <p>許可出すなどは別に言わない。現実を把握してやっていかないと、東京都の漁民は死んでしまいますよ。ここは東京都の海ですから。静岡県の手では無い、千葉県の手でも無い、東京都の手。</p> <p>なぜ、東京都の漁民が時化で出られないときに、他県の19トンの大型船が出てやれるわけなのですよ。だったら、「東京都の船が出ないとき、19トンの船も出ては駄目ですよ」という誓約書も欲しいわけ。</p> <p>やはり、この海区調整委員という立場をもう少しよく考えて、もう次の会議から来ないから。</p>
10 番委員	<p>これは本当に大きな懸念だということで、事務局も水産課もちょっと考えてほしいと思います。先ほどから言っているある特定の人達が集まって、漁場を独占してしまう可能性が、現実には可能性ではなくて起きていますのでね。</p> <p>そういったことがどんどん膨らんでいっている。結局、東京都の漁民がはじき出されてしまうということを、本当に我々は真剣に心配しているのです。そのところを、水産課も本当に真剣に考えていただいて、今回のことを踏まえて、今後のことを検討していただきたいなと思います。是非お願いします。</p>
事務局長	はい。
会長	皆さん、納得できないような部分も随分ある議論になってはいますけれども。
4 番委員	基本的に納得するしかないですからね。
10 番委員	少なくともこれだけでもめたのだから、実績ができたとしても、申請があったとしても出さないでいただきたいというのが、委員の1人としての意見ということで聞いておいてください。
水産課	委員会としても、やはり出さないという理由付けというのは法に照らして説明しなければいけない。その辺は、私どもも委員会と相談しつつ対応していきたいと思っております。
4 番委員	そうであるのなら、もう決めてしまえばいいではないですか。委員会の中で、「もう何隻まで」と。東京都の海域というのは、そんなに広い海域ではないですよ。もう「はえ縄は何隻まで」と決めてしまえば。

	<p>漁場が過密化になる可能性があるのですが、今のうちに決めておいたらいいではないですか。結局、そういうことを決めていないから、手続き上で出ているわけでしょう。可能性のある話なので、今のうちに、そういう法的なものも含めて考えておくべきだと思います。</p>
1 番委員	<p>今、一番真面目なのは千葉県だけです。60 何隻あっても、北黒には1 回に8 隻しか入ってこない。</p> <p>それじゃ、静岡の船を数えてみれば、大臣許可を持って静岡を基地にしているのが、もう一体何隻になっているのか。その中でも、やっぱり輪番制にするとか、例えば北黒には1 日12 隻なら12 隻しか操業できないと、そういう具合に制限していってもらわないと。</p> <p>承認をどんどん出してたら、どこもひき縄の船は、曳くところなくなるよ。</p> <p>だから、そういう輪番制とかを考えていかないと。今で言えば、千葉県船は8 隻しか入っていない。輪番制で千葉県が入ってくるということを、他の県にも教えないと駄目なのではないの。東京都が指導していかないとまずいよ。</p> <p>東京都のひき縄の船の邪魔にならないように、やはり数で制限して操業させないと。</p>
水産課	<p>漁場が狭隘化していて、ひき縄漁業と競合しているという話もございます。そういうところは、やはり今、おっしゃったような様々な調整の手法を組み合わせ、その漁場が円滑に操業できるように、そういう努力を私どもはしていきたいなと思います。</p> <p>そこについても、本当に皆様のご協力というかお知恵を借りながらやっていきたいと思っておりますので、どうかその辺のところはご協力よろしくお願ひしたいと思います。</p>
10 番委員	<p>あともう1 ついいですかね。今の問題とはちょっと外れるのですがけれども。</p> <p>今の操業しているやり方ですけど、朝な夕なとやっているのですよ。朝だけだったらもう朝だけと決めてもらわないと。</p> <p>今、ひき縄もどんどん過密化している状況なので、そういうのもちょっとルールの中に検討として入れてもらいたいと思っております。そういうのもちょっと検討してみたほうが良いと思っておりますよ。</p>
水産課	<p>分かりました。いろいろご意見頂きましたけれども、できる限りのことは検討していきたいと思っておりますので。ありがとうございます。</p>
11 番委員	<p>あと、情報収集をして、例えば人に出すのであれば、もう少しその人の身体検査をすとか、やはりルール違反をした人たちに、次も出すというのはまたおかしな話になる。そういうところも含めて考えたほうが良いのではないですかね。</p>
事務局長	<p>皆様の貴重な意見ありがとうございます。千葉県の輪番制の話がございました。浮きはえ縄の委員会指示の中にも、千葉の輪番制の内容、今まで入っていなかった部分を調整して規制の内容として盛り込んでおります。皆様方の意見を取り入れて、委員会指示の中にもそういったルールを入れていくことを検討したいと思っております。皆様方のお知恵、やはり沖の話を教えていただきながら進めていきたいと思っておりますので、今後ご協力いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>そのような新しいルール、あるいはどういう形で承認をするかというような取り決め、その中で地元の船が不利益を被らないような形を作っていく。</p>

	<p>ただ、単純に「もう承認を与えません」ということになると、よくある裁判沙汰になってしまうという話も聞きますし、その方向ではなくて「こういうルールでやってもらわなければ駄目です」というような、東京都側も動きが必要なのかなという気がしております。</p> <p>まだ時間が少しありますので、他にもご意見ありましたら、是非ご発言いただきたいと思います。</p>
9 番委員	<p>クロマグロだと、今の風潮から、ややもするとTACで管理しているからいいのだと言われがちなのですよ。</p> <p>私はそうではないと思っていて、同じTACで守っていても、例えば、東京都の海面で、漁場の利用秩序をどう構築していくのかということが、この委員会の役割だと思います。</p> <p>しかも、主体性は東京都にあるわけで、先ほど浜川委員がおっしゃったように、要するに、漁場をどう使えるのかという状況を作っていく、そのルール作りをしていくのが、この委員会かと思うのです。</p> <p>昔から承認しているからと自動的に承認するのではなく、現在の漁場の利用状況がこうなってきたから、東京都が中心になって見直ししますということ。東京都の海面の管理については、東京都が中心になって、「輪番制なり、協定なりというものを作ります」、「今までどおり承認が出てきているから自動的に承認しますということにはなりません」ということを作っていく。</p> <p>そのためには、皆さんの島の状況を調べた上で、ルールが考えていく。私の考えですけど、東京都の海域の管理については東京都が中心になって、提案していいと思うのですけれども。</p>
会長	<p>数を減らす、許可を与えないということではなく、「こういうルールで操業してもらえない場合はお断りします」という形であれば、まだ、多様な方向性もあるのではないかと。</p>
4 番委員	<p>そのためには、誓約書しか残っていないですよ。漁場のことなのだけれども、東京都の海面の場合、北黒瀬だけ、そこだけしかできない。他の瀬の上は禁止になっているので操業はできない。今年は、静岡の縄の船は大島の東方に行ったのですけれども、島の周辺は、ジャンボが操業するからできない、瀬の上は禁止範囲のためできないから、結局、大島の東方、そういうところしかできない。</p> <p>北黒は、今年よくなかった。マグロは全部中黒瀬の方に行ってしまったから、そんなにもめごともしなかったのだけれども。これでもし、ジャンボの船が同じ漁場に入ってしまったら、これはまた言い合いが起きると思う。たまたま、今年はそういう問題がなかったから、これが通ったけど、これがもし北黒だったらまた問題が起きますよ。</p>
9 番委員	<p>単にTAC数量で制限しているということではなくて、やはり漁場の利用の実態に即して、これぐらいしか許可できませんというような形でできないものか。ちょっと大変になりますけどね。どこまで認めていいのだということは難しいと思いますけれども、「今まで承認しているから自動的に承認します」ということではないということ、よく考えてもらいたい。</p> <p>要は、水産庁もTACだけではなくて、資源管理協定を進めなさいともいっている。資源管理協定にも、その中にも漁場利用の在り方というのを入れて、その場合、やはり東京都の海面の管理は東京都を中心に考えていかないと。それは、各県でも自分の海面で同じようになるので、主張してもいいと思うのですけれどもね。</p>

会長	他の海域でどうなっているか。海区ではどういう秩序を作り上げてきているのか。そういったところから、東京都はどうするかと進んでくれるとうれしいですね。
10 番委員	水産庁がキンメダイを3割削減と言ってきているでしょう。そういった中で、他の魚種に振り向いていっているということが、このマグロの話なのですよ。 このマグロの現状を、やはり水産庁には検討してもらわないと、これだけどんどん過密化して、東京都の漁民だけが不利益を被るような形になっていると思います。 キンメダイにしてもマグロにしても。東京都の委員会として、東京都の漁民を守るためにどうあるべきなのかということ、これから本当に真剣に議論していかないと、もう本当に衰退していくばかりになってしまいますよ。
事務局長	はい。分かりました。
会長	私は千葉県の上浦沖のキンメダイの話ですごく感心しました。もう20年ぐらい前の話ですけども、操業方法を物凄く面倒くさいことをやっているのですよ。どういう漁具を使い、何時に操業してと。「なぜこんなことをやっているのですか」と聞いたら、他の県の船が入れないようになる、他の県の船では難しいからできなくなっていると。同じように、そういった方法がとれるのかどうかを、まず地元の考え方、やり方を調査し、他の県の海域ではどういうふうになっているのかということも調査する。
10 番委員	キンメダイは自由漁業ということで何の規制もかけられていない。だから、東京都も、ある程度釣り方とかそういった規制はやっています。 だけれども、それも、他県の船は東京都のルールに従わないのですよ。自分たちの作ったルールでやるのでね。東京の海では何の資源管理にもなっていないのです。結局、今までのキンメの話がそういうことです。
会長	それぞれの漁場で、操業方法を決めるのであれば、管理しやすくなるのだと思うのですね。
10 番委員	もちろんそうです。東京都は、時間制限とか休漁とかという資源を守るために、漁業者検討会でも何十年も揉んでいます。だけれど、他県にはそういうルールは通用しないので。結局、東京都が馬鹿を見るような結果になっている。我々が休んでいるときでも、静岡の船は操業して獲っていつてしまう。そういう実態になっているのです。 ちょっと、マグロから離れてしまいましたけれども、資源管理ということ言えば、そういったルール作りを東京都がやっても、結局、東京都の意向が他県の船には通用しない、通じない。 その点が、マグロに関してもキンメダイに関しても、資源管理では、東京都の何の主体性もない、問題解決につながっていないというのが現状です。
会長	本人から誓約書が出ていて、静岡県からの指導も入るといような形で、まずは様子を見るしかないのかなと思うのですけれども。その中で、どのような問題があって、こちらの不利益になっているということを、うまく説明できてないといけないのかなと。
4 番委員	普通の1人の漁師さんだったらね。ただ、何ができるか分からない。もう少し

	見ていれば分かりますよ。
会長	<p>皆さんからも色々な意見が出てきましたが、どういう仕組みを作るのか、利用秩序を作るのかというところに向けて、機会を見ながら、こういう話合いの場が出来ればいいと思います。そのために、各島のやり方についての調査、それと他県の海域ではどういう規制や利用のやり方なのかといった調査など基に、関係者との理解や合意が得られてくれればいいなと感じております。</p> <p>皆様からの情報提供も大事なことです、是非こういう機会にはご発言いただきたいと思います。</p> <p>時間もだいぶ過ぎましたので、次回の開催予定について、事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>次回の委員会になります。5月は委員会の予定はございません。6月16日木曜日、午後2時からということで、現在会場は都庁の委員会室ということで設定はしてございます。しかしながら、これも現在のコロナの状況等で制約もあったりする場合もございます。その場合は、また島しょセンターということもございません。</p> <p>議事内容としましては、サバ類のTAC量設定の関係、八丈島の浮魚礁の議案、そして小笠原海域の遊漁の採捕制限の指示になってございます。</p> <p>他に、今後の予定は、5月に全漁調連の通常総会を仙台で、会長が出席の予定でございます。また、前日の6月15日に資源管理型推進協議会が午後に予定しているということになります。</p> <p>小笠原海域の遊漁の指示につきましては、海面利用小委員会6月16日の11時から予定していますので、代表委員の方はご出席よろしくお願いたします。</p> <p>本日の議題では、これで事務局から説明を終わりますので、その他でございましたら。</p>
会長	これで予定されたものは終わったということですね。
9番委員	5月19日の全漁調連総会の場で、今日問題になったようなマグロの操業の件、要するに、何年も長期間、承認を受けているけど操業実績が全くない、今後も自動的に承認するのではなく見直しをしていくということ。そういうことを議論してもらったほうがいいのではないかと。そういう提案をできるのか分からないのですが、そういう場で議論してもらおうということではできないのですか。
会長	全漁調連は、毎年割と準備のでき上がっているもので、難しいですね。
9番委員	<p>この間の漁業法改正で随分変わったのか、水産庁も調整の在り方を多分分かっていないですね。結局、あまり水産庁は調整の場には入ってこない。</p> <p>だから、実際はこういう問題が起きているということ、他の県、海区の皆さんにも共有できたほうがいいと思うのですよ。ただ、そこがそういう場でないということなら特に要望はしませんが。</p>
会長	まずは、他県や海区との調整を水産課と事務局とで。
事務局長	はい。
10番委員	何かで見たことがあるのだけど、漁業法改正で、直接漁業に関わらない人が増えて問題となっているというような。こういった問題が起き始めているというの

事務局長	<p>は、漁業法が緩んだのかどうか</p> <p>いわゆる全く違う業種の人が入りやすくなっているということですか。</p>
10 番委員	<p>結局そうになっているわけではないですか。</p> <p>今のはえ縄の問題でも、漁業を全く経験していない人が漁業に入ってきて、漁場の秩序を壊しているわけでしょう。我々からすると、そういうふうには受け止めている。漁場秩序が壊れているのです。</p>
9 番委員	<p>現実には、禁止はここだよとかそういう議論をしなくても、普通の漁師から見ればやらないし、議論もできるわけです。</p> <p>でも、漁業を経験していない人が入ってきたため、そういう議論から始めなければいけないということが現実には起きているのです。</p> <p>国の方針が、新規の漁業者に許可の移譲を容易にして、企業も入れるような形にしている。その一方で、「TACがあるから大丈夫です」と言っているのです。しかし、そういう問題ではないということですよ。TACだけの問題ではなく、漁場の利用秩序について、許可の移譲を緩やかにした場合、秩序が保てるのかということが問題になってきている。</p>
10 番委員	<p>改めて、水産庁には、こういった沿岸漁業の弱い漁業者を守るという立場で、もう一度見直してもらおうということもあり得ると思うのですよ。</p> <p>東京都の中でも、こういった問題が徐々に起きつつあるという問題提起は、水産庁には言っていたきたいなと思います。</p>
会長	<p>漁業法改正のとき、企業の参入を自由化するというような話があり、沿岸漁業でそれはあり得ないだろうと。あれは主に養殖の話ですという説明だったと記憶していますが。もうそれが3年目に入っている。</p>
10 番委員	<p>我々小さい零細漁業者は、大型資本を持った人たちが入ってくれば、太刀打ちできない。これまで懸念された話だったでしょう。漁業法が改正されますよというときに、その問題が、まさしく起きつつあるというのが今の現状ですよ。</p>
会長	<p>次回の予定の報告は終わりました。やはり、委員の皆さんが顔を合わせながら、一堂に会しての委員会は大変なのだとということがよく分かりました。</p> <p>今回は都庁の委員会室でという話もあるようです。特に、島の方々は心配だと思いますけれども、6月に集まれるように期待しております。</p> <p>これをもちまして、第147回の調整委員会を終了したいと思います。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。</p>

(午後4時01分、会長、第147回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)